

令和4年大和市農業委員会第8回総会議事録

令和4年8月19日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第4 報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 日程第5 報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第6 報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 日程第7 報告第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第8 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第9 議案第12号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出について
- 報告第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第12号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

午前10時05分 開会

○議長 ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和4年8月大和市農業委員会第8回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、15番、岩崎敏博委員、16番、荒井隆幸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長 総会資料1ページをごらんください。

7月26日、やまと産業フェア2022第1回実行委員会が開催され、青木委員が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 7月26日、午後3時より、大和商工会議所において、やまと産業フェア2022第1回実行委員会が開催され出席しました。今年度はリアル開催、11月12日の土曜日と13日の日曜日に2日間開催され、あと、オンライン開催もされますのでハイブリッド開催となります。リアル開催につきましては、大和中央1号公園と商工会議所のみの小規模開催で、飲食店の出店はなしということです。あと、野菜の品評会は、今年は開催する予定ということですので、その辺を農家に早く周知してもらおうよう要望してきました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第29号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第29号についてご説明いたします。

議案書の1ページの1件がありました。所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、本件は、報告第33号、議案第12号と関連しております。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 確認ですけれども、これは、被相続人と相続人のご夫婦ということですか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、そのとおりです。

○木村委員 それで、今、事務局が言われたように、この後、6ページ、8ページのほうで納税猶予証明と特定農地の貸付け申請が出ているということですね。

○議長 事務局。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○議長 ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 なければ、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第30号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第5、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について及び日程第6、報告第32号、農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第30号については議案書の2から3ページの5件が、報告第31号につ

いては議案書4ページの6件が、報告第32号については議案書5ページの2件がございました。案内図は、総会資料の4から8ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

池田委員。

○池田委員 報告第30号のナンバー2ですけれども、これは宅地介在山林ということで、市街化区域にある山林という形ではよろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○池田委員 私もわからないのですけれども、多分これは都市計画上の緑被率の関係もあるのかということで、こういう山林については、減額措置というものがあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 すみません、減額措置というのは税金という意味ですか。固定資産税という形ですか。

○池田委員 そうです。当然で、減税措置。

○事務局 契約等をしていれば可能だとは思いますが。

○池田委員 そこを知りたいのです。契約されているのか。

○事務局 特に聞いていない。

○議長 池田委員。

○池田委員 そこで、駐車場ということで第4条関係で出てきたわけですが、それとの兼ね合いを今教えていただきたくて質問したのですが。いいですか、引き続き。

○議長 池田委員。

○池田委員 これは、評価は宅地並みなのですか、あるいは山林ということ。

○事務局 宅地介在なので、山林ではなくて宅地の評価です。

○池田委員 宅地評価なのですね。では、宅地並み課税ということですか。

○事務局 そうです。

○議長 池田委員。

○池田委員 ナンバー5ですけれども、私も現地を見てまいりました。農地パトロールに行っていると、農地の中に墓地が点在しているところがまま見受けられるわけございまして、今回の4条関係の農地転用ですが、農地を墓地に申請する場合の条件というか制約というのはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 当然ながら、市街化区域であれば、農地をどのように転用するという形につきましては農地法上の届出のみという形になります。また、調整区域であれば許可制という形になりますので、その墓地が農地にあるべきものには当然なりません。農地転用の許可不要にはなりませんので、基準に基づいて調査を行えるかどうかという形になります。基本的には、農地の調整区域にある必要はないと考えられますので、通常の墓苑等でできないのかという話になってくると思われます。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 当然、地目変更はしますね、畑から墓地ということになって。この場合は地目変更が行われたのですか。4条関係ですけれども、登録地目は畑になっていますが。

○議長 事務局。

○事務局 登記地目が畑、現況が墓地であるので、現況に合うように転用するという形にならないとおかしいので、届出があって、その後、法務局にて地目変更登記を行う予定と考えられます。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 そこで、もともと既存の墓地があるので、その隣を、この三角形みたいなところ、ここを農地転用されて墓地として拡大するのでしょうか。新たに新設するという事なのですか。

○議長 事務局。

○事務局 そのご意向であるということで届出を受け取っております。

○議長 池田委員。

○池田委員 そうすると、5条関係になるとどうなりますか。やはり申請も同じですか。
要するに法人が墓地をつくるという、その場合も手続は同じですか。

○議長 事務局。

○事務局 同じでございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見がございましたらお願いします。上野委員。

○上野委員 31号の4ですけれども、6月の委員会においてもこの不動産屋が資材置場で所有権移転していると思うのですが、またこういうふうに出てきたのですが、現実、私も確認しているのですが、資材置場にされていないので、それがまた出てくるというのはどういうことかと思ひまして。

○議長 事務局、よろしいですか。

○事務局 資材置場として転用の利用計画はしているのですけれども、前回もご指摘いただいたとおり、接道がないので、その部分を確保できましたら、将来的にきちっと活用される予定であろうかと捉えております。ただ、それまでは当然、管理していただかないとならないので、その旨はお伝えしています。

○上野委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑、意見ございましたら。木村委員。

○木村委員 それでは、32号の5ページですけれども、こちらの貸人と借人の関係をちょっと教えていただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 まず、1番についての借人は祖母に当たります。その貸人はその息子という形になります。次に、受付番号2番については、その息子が貸人となって、その息子の息子に貸すという形での届出になっています。なので、祖母、父、子という形の3人のご関係です。

○議長 木村委員。

○木村委員　これは、あくまでも土地を借りて上に建物をつくるということですか。

○議長　事務局。

○事務局　そのとおりです。

○議長　ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第7、報告第33号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第33号についてご説明します。議案書の6ページをごらんください。総会資料は9ページです。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営をしていました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は露地野菜、果樹を栽培しており、良好に肥培管理がなされております。また、一部の筆については、特定農地貸付けの承認申請を行っている農地であり、自ら経営する市民農園の開設を予定し、保全管理がなされております。ついでには、8月2日に青木委員と相続人立会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いいたします。

青木委員、お願いします。

○青木委員　8月2日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地確認をしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関してよく意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長　ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　先ほど市民農園にするというお話があったのですけれども、それは、どこの筆がそれに当たるのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　資料9ページ、中央から左側の一番大きな面積の斜線部分の筆が該当します。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　そうしますと、この右側の2筆に関しては、ご自分で耕作されるの。

○議長　事務局。

○事務局　おっしゃるとおりです。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　耕作について、相続人の方の年齢が年齢なのですが、通作等、そういったものは大丈夫でしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　この資料9ページの地図中にご自宅がおさまっているような形の配置になっていまして、地図上の中央の一番右側にご自宅がございまして、通作の距離としてはそれほど遠いとは言えない状況でいらっしゃいます。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　以前、やはり通作、そういったことでちょっと難しいからということで、1年の期限を超えて生産緑地の解除の申請をしてきたということがあるので、そのあたりと同じようなことになる可能性は少ないと。

○議長　事務局。

○事務局　容易に徒歩で通える範囲ですので、その心配はないと思われま。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　それと、面積が面積なので、どなたかお手伝いする方、息子さんなり娘さんなり、そういった方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　議案書の6ページの表にもありますとおり、ご家族が6人いらっしゃるの

すけれども、そのうち、ご本人と、それから息子さんが農業をやっているという事ですので、ご家族と一緒にやられていくという予定です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第11号についてご説明いたします。継続の案件です。議案書7ページ、資料は10から11ページになります。

大和市長から、令和4年8月5日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,721.15㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年10月1日から令和5年4月30日までの7カ月間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在4,623㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名の計2名で農業経営を行うこととなります。令和4年8月9日に上野委員と事務局で現地に赴き、貸人に聞き取りを行いました。

なお、7カ月の期間については、借人が年齢を理由として、現在作付しているものが終了次第返還したいと申し出たことによります。

以上の計画内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

上野委員、お願いします。

○上野委員 受付番号1番について、8月9日に事務局と現地に赴き、貸人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。また、借人については、他の農地も耕作、管理しており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 では、これも確認なのですが、今説明があったわけですが、これは利用の更新ということで期間が7カ月ということ。その7カ月という理由としては、借人の年齢を考えてということによろしいですか。先ほどそういうことだったですね。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりで、ご自身が高齢になってきたということで、借りて営農するというのをこの先やめていきたいご意向でいらっしゃいます。

○議長 木村委員。

○木村委員 それと、この借人は、ここのいわゆる借りている農地以外に借りているところがなかったでしょうか。たしかほかにもあったような気がするのですが、ちょっとその辺。

○議長 事務局。

○事務局 資料10ページの地図上の「193番の一部」と書いてある文字があるかと思うのですが、その193がかかっている部分が、今ほかの方から借りて、今回の借人が営農している区画になります。

○議長 木村委員。

○木村委員 全て借りているところは、それでトータル、ご本人の借りているのはそれで全て。

○議長 事務局。

○事務局 そのように伺っています。

○議長 木村委員。

○木村委員　　あと1点。一応、ご本人も1万㎡以上持っているようなのですけれども、それについては問題ないということによろしいですか。これもいずれは誰かにやってもらいたいとか、そういうことではないの。

○議長　　事務局。

○事務局　　この1万2,000の数字ですけれども、現在借りている農地の面積も含めましてその面積になっていますが、全体的にきちっとやっていらっしゃる方と捉えておりますので、そこは心配なく貸し借りを受けさせていただけたら思っております。

○議長　　よろしいですか。

ほかに質疑、意見がございましたらお願いします。

(発言者なし)

○議長　　質疑を終結いたします。

これより議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。

議案第11号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第11号は、諮問どおり答申することによって決定いたしました。

○議長　　日程第9、議案第12号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　議案第12号についてご説明いたします。

令和4年8月1日付で申請を受けています。議案書は8ページ、資料は12から13ページになります。新規の承認申請です。なお、今回承認を求める農園の1区画の面積は6㎡及び12㎡です。

承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。区画数は全69区画です。地元の青木委員と事務局で現地等の状況を調査いたしました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、
妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特
例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。
す。

青木委員、お願いします。

○青木委員 議案第12号については、8月2日に私と事務局で現地確認を行いました。

現地は管理されておりました。市民農園として使用することに問題ないと思わ
れます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 これは69区画に区割りして使うということなのですが、ここを
貸農地として借りる方の通作方法などはどうなっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 基本は徒歩で通作いただくような形ですが、遠方から来られることですか、
機材の持ち込みですか、そういったことも想定されるので、駐車場が3台分
管理されております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 駐車場は3台でも足りるのでしょうか、大丈夫なのでしょうか。別の市
民農園の使用パターンなども参考にされているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 必要最低限ということでご検討いただいた結果、3台分を準備されている
計画です。

○議長 長谷川委員。

- 長谷川委員　その駐車場の区画に関しては、これは農地ではなくて別の宅地、そういったものになるのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　農園を開園する場合には、駐車場は必要なものであると定義されていますので、こちらは農地として取り扱わせていただくことになります。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　あと、貸付期間が1年間とありますが、これは貸農園を借りる方に1年ごとの更新という形で。
- 議長　事務局。
- 事務局　そのとおりです。1年更新の契約をされていくという予定です。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　水の利用やそういった必要資材を置く場所がある程度あると思うのですが、そのあたりのことはどうなっているのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　資料13ページの上のほうの写真をごらんいただきたいのですが、こちらのほうに水道を引く予定となっています。また、その隣に、手ぶらで通って農業体験ができることを目的としているので、農機具を設置する場所をご用意されている状況です。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　井戸水ではなくて水道水ということなのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　手洗い場を用意されていらっしゃるので、井戸を掘る計画、ご希望もあるようなのですが、まずは水道を引かれると聞いています。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　生活用水になってしまうと思いますけれども、その辺の排水は下水に直接つなぐような形に。
- 議長　事務局。
- 事務局　手洗い場については下水につなぐ予定であると伺っているのですが、当然農地のほうに散水する分については、別のルートで上水道を使われること

を予定していると聞いています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 トイレやそういったものについての設置は。

○議長 事務局。

○事務局 トイレの設置は何っておりません。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 トイレの設置は聞いていないということは、設置する予定はないということなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 設置の計画は何っておりませんので、今は設置するものではないという認識です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 トイレの設置に関してですけれども、自分の畑のところでトイレの設置に関してちょっとどうするのかともめた経緯がございまして。貸農地という形にすればトイレの設置はオーケーなのかもしれませんが、自分のところの作業をするのに関してトイレの設置でもめるという状況はちょっと納得いかないところがありまして。その辺の、貸してしまえば、じゃ、トイレの設置はいいのか、何で自分のところに建てられないのだというので、非常にちょっと今違和感を感じているところなのですけれども、そのあたり、事務局としてはどのような見解なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 多分、長谷川委員の言われているトイレを建てられないという話ですけれども、生産緑地でというのは特に制限がかかっているものではない。トイレは当然農業で必要なものということをごちからとしても認識しているのですが、別の法律、建築基準法上、用途地域の中で建てられるものという中に、トイレ単独での設置というのは基本できない形になっております。ただ、あずまやとか何か別のものの附属のものであれば建てられるという話のはずですので、単独でトイレだけ建てたいというところで、建築基準法上、周辺に影響を与えるものとして制限がかかってしまったと思います。

その点につきましては、県で各市町村の要望を取りまとめた中で、生産緑地に建てられるものの中に入っているのに建築基準法上で建てられないのはおかしいではないかということで、国のほうに要望がありました。それにもありますので、今こちらとしては同じ気持ちでございますので、できれば法改正を、もしくはそこについては除外するというところで考えていただきたいという形で国に要望が出ております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 他に質疑、意見。木村委員。

○木村委員 ちょっと単純な質問ですけれども、こちらの場所は生産緑地ですね。面積はそのぐらいのところとなっていますね。今の説明ですと、市民農園の場合は最低限必要な設備は許可されている。水道であるとか駐車場であるとか。

それで、例えば駐車場の場合、面積当たり何台ぐらいまでいいとか、そういうものがあるのであれば、参考に。例えば、これは400坪強ですが、その場合で、60何区画の場合は駐車場として、車で来る可能性の人が何割あるとかということから見て、最低この面積だったら、区画から見て何台ぐらいまでオーケー、その辺がもしあれば。

○議長 事務局。

○事務局 ちょっとケース・バイ・ケースという形になってしまうのですけれども、近くの事例として、シェア畑の中央林間のほうで、123区画で駐車場4台というのがありましたので、そこを基準として今回の3台という形で、おおむね最低限を満たす、最低限という形で調整させていただいております。

○議長 木村委員。

○木村委員 それと、これは生産緑地なのですけれども、市民農園は市内で調整区域でもありますね。その場合、調整区域だけれども、ここも利用する方によっては駐車場が必要だ。その場合はどうなるのでしょうか。というのは、調整区域だと、そこを駐車場にしてしまうと雑種地になってしまっていて、後々、固定資産税であり相続税あたりで、べらぼうな桁違いな税金がかかってきてしまう。その

辺のところ、調整区域の場合でも、最小限必要な施設だからということで同じように考えていていいのかどうか。そしてまた、税制上も調整区域で雑種地になってしまうと困るので、それは庁内で、ここは調整区域のまま、雑種地にせずそのまま利用できますと。資産税課から指摘されても、これは調整区域の農地なりのものでということで認められるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 調整区域で市民農園等を開設する際には、駐車場が必要台数分という形で、現状でも通常の畑に農業用のための駐車をするためのスペースという形では、当然農業施設として認められております。こちらとしても、市民農園を開設するスペースとして駐車場が必要最低限、よほど数が多いと、これは市民農園のための駐車場ではないでしょうという形になれば、当然雑種地として判定されてもおかしくないと考えます。こちらとしては最低限の台数であれば、農業用施設として考えられるので、農地の一部、課税上、農地であっておかしくないものと考えます。

また、資産税課から、ここを駐車場で使っているのではないのという形で、課税を切り換える際にはこちらにも問い合わせがあります。その際に、ここは市民農園の使っている農業用の駐車場として考えておりますので、課税上はご配慮くださいという形で回答している場合がございます。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 その調整区域の駐車場は最低限1台、2台、3台、その辺なのだけれども、その場合、利用する場合、そこを、例えば普通の駐車場だったら砂利を敷いたりなんかやってしまうのだけれども、そういうのはやめておいてほしいとか、せめて使うのだったら、調整区域の場合は特に、後々そういうことあるから、例えば、何とかマットレスみたいなものを敷いて、あと、はがしてもとどおりになる、そういう形で利用してほしいとか、そういうのは特に気にしなくてもいいのかどうか。変な話、駐車場で、当然雨の日だってあるわけなので、ぬかってしまうので、やはり人によっては砂利を敷いてしまったりする可能性がある

る。その辺のところは、ケース・バイ・ケースで相談できることになってしまうのか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおり、ケース・バイ・ケースになりますね。どうしても、やはり雨水がたまるような状況で、あとぬかるんで車が出せなくなってしまうとなると、利用上の問題が起きてしまうので、そこに関しては、後で市民農園等をやめた場合、即戻せるような状況であるような形を求めたいところではございますので、できればコンクリート敷とかそういったものはやめていただいて、砂利敷もしくはカーペット敷という形でやっていただくのが一番いいかとは思っております。ただ、舗装することは絶対だめという制限ではないので、その地形の状況等によるという形でしか回答できないです。

以上です。

○議長 木村委員。

○木村委員 あと1点。前もちょっと確認したかはっきり覚えていないのですが、この市民農園というものが市内で20数カ所かたしかありましたね。それで、地域にかかわらずというのは、今月は荒廃農地の全員点検された中で、将来そういう、なかなか人が利用できない場所がどっちかというところが増える可能性があるもので、そういう場合に、市内に限らず、こういう市民農園で使ってもらわざるを得ないということも考えられるのですね。その場合、市民農園の数は制限があるのかどうか。それは南北中によって、地域によって違うとかということはないと思うけれども、その辺のことはどうなのですか。

○議長 事務局。

○事務局 現状、公設の市民農園が19カ所あったはずですがけれども、農政課の政策の話になってきますが、現状、民間等を合わせて必要な市民農園だろうと考える計画上の数を既に上回っている状況でございます。ですので、公設として市民農園の数を増やすということの検討はしていないと聞いております。

ですので、今ちょっと農業ができなくなる、農地を管理するしかできない状態であるので、市に貸し出して市民農園を開設してほしいという要望があったとしても、ちょっと難しいと聞いております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質疑、意見ございましたらお願いします。田邊委員。

○田邊委員 1件だけ確認させてもらいたいのですけれども、こちらは申請人サイドが直接借主を管理する感じなのですかね、契約とかを。それとも、間に何かどこかの業者に入ってもらって、報酬とか契約手続、更新手続をするのか、どちらですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは農家が経営する直営の農園になっていますので、間に法人等は挟みません。

○田邊委員 ということは、69区画を申請人側が全部管理するような感じになるのですか。

○議長 事務局。

○事務局 ご自身で管理されるということだそうです。

○田邊委員 ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。古木委員。

○古木委員 市民農園がもう満杯という状況で、今後も建設したいという人が出てきたら、それはもうできないということですか。

○議長 事務局。

○事務局 市民農園が満杯というより、計画上の数、公設としてこれだけは必ず確保しておきたいという数をもう既に満たしているという形です。逆に、民間がやりたいといった場合については、それは当然、農業委員会にかけて承認を得た上でという形になりますので、その上で公設の市民農園の数、応募、ここは、例えば69区画あって、30とかそれぐらいしか応募率がないという形であれば、ちょっと検討の余地がある。もう開拓する必要がないのではないかというような検討もなされる可能性があるとは聞いております。

○古木委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにはございますか。遠藤委員。

○遠藤委員 写真の2番の図を見てちょっと違和感を感じているのですが、畑全体に防草シートを敷き詰めて、各区画でステンレス製のもので詰めているような状況なのですが、今おっしゃったように、ご自身で募集をして管理を募るといご意向でお話を伺っているのですが、その募集に対して契約者が著しく伴わない場合、長期にわたってこの農地は耕作しないで、この防草シートのままでずっと管理するような可能性も秘めていると思うのですが、そこら辺に対しての見解はどういう状況になっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 おっしゃるとおり、防草シートをずっと張ったままというのは趣旨が違うこととなりますので、募集数が十分得られなかったとした場合は、管理人のほうで適正に保全していくような形を指導していく流れになろうかと思えます。

○議長 よろしいですか。遠藤委員。

○遠藤委員 そういった場合、仮にそれが期間的なもので長期になった場合、1年、2年、3年という期間はわからないですけれども、今後そういう対象になり得るようなところの中で、はじめからこういう防草シートを、市民農園全体的に防草シートをあらかじめ敷き詰めるというのは指導上どうなのかと。農地パトロールをした際にも、防草シートのあり方について、一緒にパトロールした方ともお話ししてもらったこともあるのですが、その見解は、今のところどういう状況なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 この農地に関してお話しさせていただくと、こちらの所有者が、先ほどご説明させていただいたように、相続がありまして、実は、被相続人がご存命中にこの農園にするという計画があったのですが、亡くなられてしまったので留保している状況でありました。その間、雑草等が繁茂してはなかなか困るといったところで、苦しい選択ではあったのですが、今回は、防草シートはいたし方ないところもあったのではないかと推測しています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ひとまずわかりました。

○議長　ほかにはございますか。木村委員。

○木村委員　今、防草シートの話が出たので確認というか教えてもらいたいのですけれども、この場合は生産緑地であれなのですが、例えば、具体的にどこかがあるわけではないですが、調整区域でこういう防草シートを、当然畑、農地なのに敷いてしまってあって、それをそのまま知らずにずっと行ってしまった場合、我々委員も知らない場合、あと、その土地の扱いはどうなるのか。

というのは、恐らく市のほうも航空写真か何かで特に資産税課が目を光らせているはずなのだけれども、それは年1回ということだね。例えば航空写真で見つかって、その地主さんが指摘されて、もうその時点で、例えば、それが半年なのか1年なのか2年なのか知らないけれども、それを自動的にそのままですってしまった場合、普通の畑の、これも税金の話になってしまうのだけれども、固定資産税にしても相続税にしても、その辺は、そのままの状態が例えば半年続いてしまうと評価が雑種地になってしまうとか。1年になるのか2年になるか、その辺は、農業委員会の事務局ではどうかとちょっとわからないのか、むしろ税務のほうになってしまうのかもしれないけれども、その辺は一般的にどうなるのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　おっしゃられたとおり、資産税課の話になってしまうので、細かい基準についてはこちらもわからないのですけれども、半年程度で防草シートを張っていたからといって、すぐ農地ではない、農地課税を取りやめ雑種地にしますというわけではないようなことは聞いております。ただ、それが1年なのか2年なのか3年なのか、はたまたそれ以上なのかということについては、申し訳ないですがわかりません。ただ、やり続けることで当然農地として使っていないですという形になりますので、多分、雑種地相当の課税になってくる可能性が高いと考えられます。

以上です。

○議長　ほかにはございますか。長谷川委員。

○長谷川委員　ここで、全部終わった後にお話ししようと思ったのですけれども、いい機会なのでお伺いしたいのですが、以前、神奈川県農業会議というところに問

い合わせに行ったことがありますして、畑の定義って何なのかという話をしたら、自分でくわをそこに入れて耕すのが農業で畑である。そこに、では、食物工場、作物工場をつくるようになった場合には、その土地にくわを入れてできないので、それは畑としては認められないというような、要するに地目がですか、そこは普通に畑ではなくて工場なりそういったものの扱いになるという話を聞いたことがあるのですね。

そうすると、ここは防草シートを張った状態では、そういった意味では畑ではないですね。ただ張ってあって草が生えてくるのを防いでいるというだけで、そこでは何も生産していないし作物を植えているわけではない。その状況で、税金の話になっていくのですけれども、税金の減免はされる、特に生産緑地だった場合は。それとはまた離れて、空き地だった場合には、家が建っていないということで、固定資産税は、また減免措置がなくなって上がるわけですが、何か非常にバランスがとれていないというか。

これが、このままどんどん防草シートだけ敷いて草が生えないようにしていいでしょうというのがまかり通ってしまってくると、これはまずいのではないのかな。遠藤委員のお話もありましたし、木村委員のお話もありましたが、自分の地域での農地パトロールでも、「これ、防草シートを張っただけで何もやっていないじゃない」というところがやはりあるのですね。この辺、農業委員会としてある程度意見をまとめて、こうしたほうがいいのではないかとできるのか、もしくは、しなくてはいけないと思うのですけれども、ということで、ちょっと意見なのですが。

○議長 暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長 それでは、再開いたします。事務局。

○事務局 他市の状況等を参考に防草シートの扱い方について検討していく必要があると思います。

○議長 ほかに質疑、意見ございましたらお願いします。
よろしいですか。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第12号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請についてを採決いたします。

議案第12号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　挙手全員であります。よって、議案第12号は、承認することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和4年8月大和市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

午前11時05分　閉会